

知的財産権の総合管理改革の試行に関する全体方案

アジア調査部中国室研究員

劉家敏

03-3591-1384

jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 中国国務院弁公庁は、2017年1月12日に「知的財産権の総合管理改革の試行に関する全体方案」（中国語名「知识产权综合管理改革试点总体方案」、以下「全体方案」）を発表した。
- 知的財産権保護環境の顕著な改善等を目標とする中国初の知的財産権関連の国家計画（「国家知的財産権保護・運用に関する『十三・五』計画」）が2017年1月13日に発表された。その目標達成に必要な知的財産権の総合管理改革に関する試行方針を定めたのが、この「全体方案」である。
- 「全体方案」では、以下の条件を満たした地域で知的財産権の総合管理改革を1年間試行するとの方針が示された。その条件とは、①革新駆動型発展への転換期の入口にあり、革新に係る資源・活動の密度が高く、特許・商標・著作権等の知的財産権が質・量ともに全国上位、②国家自主イノベーションモデル区、国家総合セット型改革試験区、全面的イノベーション改革試験区、自由貿易試験区等の所在地・所屬地、③知的財産権戦略の推進が地域経済にもたらす発展けん引効果が顕著で知的財産権管理体制と市場監督管理体制・メカニズムに係る改革でも全国をリード、である。また、試行地域を対象とした主要任務も明示された。具体的には、①効果的な知的財産権総合管理体制の構築（関係官庁の職責の明確化や有効な法執行体制の構築等）、②知的財産権に係る利便性の高い公共サービス体系の構築（法定の職責は必ず履行、法により付与されていない権限は行使不可を原則とした知的財産権関連の権限・責任リスト・ネガティブリスト制度の整備等）、③知的財産権の総合的活用による革新駆動型発展能力の向上（知的財産権に関するリスク警報体系の確立、知的財産権集約型産業の発展促進策の制定・実施等）、である。
- 加えて「全体方案」では、上述の主要任務の遂行のための保障措置も打ち出された。具体的には、①関係官庁のリーダーシップの強化（国家知的財産権局を中心とする関係官庁による総合管理改革に関する指導強化、試行地域における関連政府部門の主要責任者間の協調・推進メカニズムの確立等）、②政策保障の強化（改革促進策の積極的な策定等）、③評価・普及の適切かつ着実な推進（試行地域の改革の進捗状況に対する監督・検査・考課・評価の実施等）、である。

【構成(概要)】

「知的財産権の総合管理改革の試行に関する全体方案」

(国弁発[2016]106号)

成立日：2016年12月30日、発表日：2017年1月12日

1. 指導思想・基本原則・試行対象と期間・目標：知的財産権分野の改革深化、法に基づく知的財産権保護の厳格化、知的財産権の創造・利用・保護・管理等全過程における利便性の高い公共サービス体系の構築、革新駆動型発展を支える知的財産権運営メカニズムの模索、大衆創業・革新の保障・奨励等により経済発展の質的向上・効率化と産業構造の転換・高度化を促すとの指導思想の下、問題解決指向・発展重視・全体計画による推進・大胆な革新を基本原則とし、知的財産権の総合管理改革を試行する。また、革新駆動型発展戦略と重点地域発展戦略に基づき、以下の条件で試行地域を選ぶ。その条件とは、①革新駆動型発展への転換期の入口にあり、革新に係る資源・活動の密度が高く、特許・商標・著作権等の知的財産権が質・量ともに全国上位、②国家自主イノベーションモデル区、国家総合セット型改革試験区、全面的イノベーション改革試験区、自由貿易試験区の所在地・所屬地あるいは知的財産権裁判所の所在地、③知的財産権戦略の推進が地域経済にもたらす発展けん引効果が顕著で知的財産権管理体制と市場監督管理体制・メカニズムに係る改革でも全国をリード、である。試行期間は1年。知的財産権強国化により、ゆとりのある社会（小康社会）の全面的完成の強力な後ろ盾を築くことを目標とする。
2. 主要任務：①効果的な知的財産権総合管理体制の構築（関係官庁の職責の明確化、有効な法執行体制の構築等）、②知的財産権に係る利便性の高い公共サービス体系の構築（法定の職責は必ず履行、法により付与されていない権限は行使不可を原則とした知的財産権関連の権限・責任リスト・ネガティブリスト制度の整備等）、③知的財産権の総合的活用による革新駆動型発展能力の向上（知的財産権の評価メカニズム・特許ナビゲーションメカニズムの構築、知的財産権に関するリスク警報体系の確立、知的財産権集約型産業の発展促進策の制定・実施等）。
3. 組織的な実施：①関係官庁のリーダーシップの強化（国家知的財産権局を中心とする関係官庁による総合管理改革に関する指導強化、試行地域における関連政府部門の主要責任者間の協調・推進メカニズムの確立等）、②政策保障の強化（改革促進策の積極的な策定等）、③評価・普及の適切かつ着実な推進（試行地域の改革の進捗状況に対する監督・検査・考課・評価の実施、成功例の複製・普及の推進、総合管理改革の推進を支える良好な社会環境の形成促進等）。

* 中国語全文は、http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-01/12/content_5159083.htmから入手可能（2017年2月21日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。